

第 4 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和4年4月18日（月）午後2時00分

場 所 津市一志庁舎 2階 第1会議室

出席部会委員 6 田口 慶則 ・ 7 野田 清太 ・ 14 池山 允敏 ・ 15 宮本 政春
16 中谷 秀也 ・ 17 西森 偉統 ・ 18 結城 晋三 ・ 20 諸戸 善昭
22 中野 たつ子

以上9名

欠席部会委員 24 岡田 勇樹

出席部会員外委員 会長 喜多 義幸

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 藤井事務局長・野村事務局次長・増田担当副主幹

総合支所 久居：若松主査 一志：柴山担当副主幹
白山：谷担当副主幹 美杉：東山担当副主幹

議事録署名者 6 田口 慶則 ・ 7 野田 清太

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）
報告第4号 農地所有適格法人の定期報告について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）
議案第5号 非農地証明願いについて
議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について <別冊>

議 事 の 大 要

議 長	第4回農地部会、新しいメンバーでの会を開会します。 本日の欠席は24番 岡田 勇樹委員の1名で、出席委員数は9名でございます。 議事に入ります前に、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。 本日の議事録署名委員を6番 田口委員、7番 野田委員、よろしくお願いします。 本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますのでよろしくお願いいたします。 それでは初めに、会長専決等の報告事項に入ります。 事務局、お願いします。
事 務 局	まず、議案を説明させていただく前に、恐れ入りますが、議案書の訂正を1か所お願いいたします。 12ページの議案第3号の番号2をご覧ください。 番号2の案件につきまして、譲受人の_____となっていますところを_____に訂正をお願いいたします。大変申し訳ありませんでした。 それでは、ご説明させていただきます、各報告案件につきましては、農業委員会への通知や届出が提出された内容について、農業委員会での議決が必要ないことから、事務局でその都度処理をしておりますので、直近で開催される部会において、内容報告をさせていただくものになります。 それでは、議案書の1ページから2ページをお願いいたします。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。これは、農地の賃貸借を貸人と借人が合意のもと、解約した場合に農業委員会へ通知されたものになります。 番号1から9で、件数は9件、合計面積は田で18,869㎡でございます。 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。 3ページから4ページをお願いいたします。 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。これは、農地の相続等により、所有権の権利を取得した時に、農業委員会へ届出がなされたものになります。 番号1から5で、件数は5件、合計面積は6,575㎡で、その内訳は田が1,479㎡、畑が5,096㎡でございます。 これらにつきましては、相続の届出でございます。 なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。 5ページから6ページをお願いいたします。 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。 これは、あらかじめ農業委員会に届出をすれば、許可不要となる市街化区域

内の農地を、土地所有者から第三者へ所有権の権利を移転させ、農地以外にすることを目的に農業委員会へ届出がなされ、受理されたものになります。

番号１、戸建住宅用地
番号２、資材置場用地
番号３、宅地分譲用地
でございます。

以上、件数は３件、合計面積は１,８５９.２１㎡で、その内訳は、畑が１,５４１.２１㎡、その他が山林で３１８㎡でございます。

７ページをお願いいたします。

報告第４号 農地所有適格法人の定期報告について、でございます。

これは、耕作目的で農地の所有が認められた法人で、年に１回、必要な要件を備えているか、事業の状況等について農業委員会に報告されたものになります。

番号１、____、主たる耕作物 野菜、耕作面積 田２.８ｈａ 畑２ｈａ 合計４.８ｈａ。

以上件数は１件で、法人形態要件として「株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、農事組合法人のいずれかであること」、事業要件として「主たる事業が農業および農業関連事業であり、直近３か年の売上高の過半が、それらの事業であること」、議決権要件として「農地の権利を提供した個人や、法人の農業に年間１５０日以上常時従事する者等が、総議決権の過半をしめていること」、役員要件として「法人の役員の過半の者が、法人の農業に原則年間１５０日以上常時従事する構成員等であり、役員または重要な使用人のうち一人以上が、原則６０日以上農作業に従事していること」のすべてを満たしております。

報告案件は以上です。

議長 それでは、議案事項に入ります。

議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の８ページから９ページをお願いいたします。

議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

これは、農地を農地として売買したり生前贈与するなど、所有権移転が伴う場合は農地法に基づく許可を受ける必要があるため、申請されたものになります。

番号１、地区 久居、申請地 久居小戸木町松本____、登記地目・現況地目とも田、面積 １９８㎡、受人 ____、面積 １７２,３００.９１㎡、渡人 ____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号2、地区 栗葉、申請地 森町南田____、登記地目・現況地目とも田、面積 697㎡ 外1筆、合計面積 2,886㎡、受人 ____、面積 6,843㎡、渡人 ____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は農業廃止のためです。

番号3、地区 大井、申請地 一志町井関下名倉____、登記地目・現況地目とも田、面積 2,439㎡、受人 ____、面積 2,899㎡、渡人 ____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号4、地区 川口、申請地 白山町川口片倉____、登記地目・現況地目とも畑、面積 389㎡ 外4筆、合計面積 5,501㎡、受人 ____、面積 24,985㎡、渡人 ____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号5、地区 大三、申請地 白山町三ヶ野瀧ヶ広____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,289㎡、受人 ____、面積 11,704㎡、渡人 ____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は営農縮小のためです。

番号6、地区 八ツ山、申請地 白山町八対野田中前____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,570㎡ 外1筆、合計面積 2,422㎡、受人 ____、面積 395,222㎡、渡人 ____。

譲受理由は相手方の要望のため、譲渡理由は営農縮小のためです。

以上、件数は6件、合計面積は14,735㎡で、その内訳は、田が14,346㎡、畑が389㎡でございます。

これらの案件につきまして、全部効率利用要件として、機械や労働力が確保され、権利を取得する者などが保有する農地を含め全ての農地を耕作できるか、農作業常時従事要件として、権利を取得する者などが必要な農作業に常時従事できるかどうか、下限面積要件として、権利を取得する者などが許可後に耕作する面積として、別段の面積が設定されている区域もありますが、一般的に5,000㎡以上あるかどうか、地域との調和要件として、農地の集団化、地域の水利調整などに支障がないかなど、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

それでは、事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

1番、お願いします。

田口委員

6番、田口です。8日の日に現場を見てまいりました。諸戸委員、野田委員、中野委員と事務局で行ってまいりました。場所は、____の南、約300m

ぐらいのところでございます。何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。
2番、お願いします。

野田委員 7番、野田でございます。同じく、4月8日に諸戸部会長、田口委員、中野委員、久居事務局で行ってまいりました。場所は、_____から東へ約200mと400mに位置する田でございます。受人は営農地の拡大を目指しておりまして、問題はないと思います。
以上です。

議 長 ありがとうございます。
3番、お願いします。

宮本委員 15番、宮本です。8日の日に私と池山委員、それから事務局とで現地を確認してきました。何も問題ないと言いたいんですが、実際、今、農業やる人ではない、現実には。書類上、要件は整っておるように思うんですけども、現実味がないんで、どうなんやろなど。前の守山会長もちょっと気にしとったんですけども、事務局の説明どおりでお願いしたいと思います。

議 長 4番、お願いします。

中谷委員 16番、中谷です。4番、5番、説明します。8日の日に西森委員、岡田委員、それと私、中谷と白山事務局で確認してまいりました。

4番は、渡人は、とてもこれから管理は無理ということで、受人に作ってもらっていると。受人のほうに全面的に渡すということです。何ら問題はないかと思います。

5番は、これも同じく西森、岡田両委員と私、中谷、それと白山の事務局で行ってまいりました。これも、渡人は受人に耕作をずっと依頼しておりましたが、営農縮小ということで、渡人に譲るということで、何ら問題ないかと思います。

以上です。

議 長 ありがとうございます。
6番、お願いします。

西森委員 17番、西森です。6番ですが、4月8日の日に、中谷、岡田、西森の農業委員、それから白山事務局で見てまいりました。場所が2か所になっておりますが、_____, これは_____という場所の墓地があるんですが、墓地の前に川がありまして、その川の前です。今、麦がまいてあるということで、管理上問題ないような形だと思われま。

それから、もう一つ下のほうなんですが、これは_____の中心になるんですが、これも、同じように麦がまいてあるということで、非常にきれいに管理されている。受人である_____という方も専業農家の方なので、所有権移転されても問題なく管理していただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

す。

議 長 ありがとうございます。
地元委員より説明がございましたが、皆さんからのご意見をお伺いしたいと思います。いかがですか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

事 務 局 10ページから11ページをお願いいたします。
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

これは、土地所有者が自らのために農地以外にすることを目的に許可を得ようとするものです。

なお、許可要件としましては、申請に係る農地の営農状況及び周辺の市街地の状況から判断する立地基準と、土地の効率的な確保という観点から、転用して農地以外にすることが確実と認められ、かつその目的が周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれがあるかどうかを判断する一般基準の両基準を満たす必要があります。

また、立地基準は、保全すべき農地として転用を抑制する3つの区分、基本的には転用が認められる2つの区分、計5つに区分され、これを農地区分と呼んでいます。

番号1、地区 榊原、申請地 榊原町霜田_____、登記地目 畑、現況地目 山林、面積 16㎡ 外1筆、合計面積 730㎡、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を植林するものです。

既に大部分について山林化している旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 倭、申請地 白山町垣内柚ノ広_____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 314㎡、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を擁壁用地・店舗用地とするものです。

平成6年に購入した当時から既に擁壁が造られており、以降、店舗用地として利用してきた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 下多気、申請地 美杉町下多気白口____、登記地目 畑、
現況地目 山林、面積 66㎡ 外7筆、合計面積 1,963㎡、申請者 ____。

これにつきましては、申請地を植林とするものです。

昭和55年頃、獣害により耕作に向かず、申請者の父が植林をした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 多気、申請地 美杉町下多気中田____、登記地目 田、
現況地目 山林、面積 905㎡ 外1筆、合計面積 2,595㎡、申請者 ____。

これにつきましては、申請地を植林とするものです。

昭和50年頃、獣害により耕作に向かず、申請者の父が植林をした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は4件、合計面積は5,602㎡で、その内訳は、田が4,945㎡、畑が657㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思
います。
1番、お願いします。

野田委員 7番、野田です。1番について、8日の日に諸戸部会長、田口委員、中野委
員、久居事務局で行ってまいりました。2件とも、現状のまま山林として使用
することから問題はないと思います。
以上でございます。

議長 ありがとうございます。
2番、お願いします。

中谷委員 16番、中谷です。宮本委員、西森、岡田、中谷委員と白山の事務局とで行
ってきました。以前、コンビニエンスストアがありまして、現在は閉まってお
りますが、その店舗と並んだ建物と山側の擁壁ということで、何ら問題はない
かと思えます。

議長 ありがとうございます。
3番、4番、お願いします。

結城委員 18番、結城です。3番、4番を報告します。8日の日に事務局とで現地を
確認いたしました。
申請地は、獣害が大変なため、お父さんが無断で植林したということでござ

います。それで、始末書も写真の添付もされているので、何ら問題はないかと思ひます。

それから、4番、これも同じく事務局とで現地を確認いたしました。申請地も、これも同じく獣害もひどく、周囲はほとんど山林ばかりでして、植林をしたと。写真も始末書も添付されておるということでございますので、問題はないと思ひます。よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。
地元委員より説明ございましたが、皆さん方のご意見をお伺ひしたいと思ひます。どうですか。いかがですか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することに決定したいと思ひます。

引き続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題とします。

事務局、よろしくお願ひします。

事 務 局 12ページをお願いいたします。
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

これは、土地所有者から第三者へ所有権の権利を移転させ、農地以外にすることを目的に許可を得ようとするものです。

なお、許可要件といたしましては、先ほどの議案第2号の初めに説明しました内容と同様になります。

番号1、地区 栗葉、申請地 森町下新田_____、登記地目 畑、現況地目 田、面積 186㎡ 外3筆、合計面積 1,329㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を建売分譲住宅用地とするものです。6区画の建売分譲用地とする計画で、現在、市の指導要綱に基づく協議がなされており、4月部会の審議後に同時許可となる予定であります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 栗葉、申請地 稲葉町野田_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 161㎡、受人 _____、渡人_____。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。

接道幅員の狭い隣地の倉庫と同時に購入し、倉庫の効率的利用のための駐車場として利用する計画です。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 川合、申請地 一志町小山鳥居ノ本____、登記地目・現況地目とも畑、面積 226㎡、受人____、渡人____。
これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 川合、申請地 一志町片野内山____、登記地目・現況地目とも畑、面積 348㎡、受人____、渡人____。
これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 下之川、申請地 美杉町下之川キビチ____、登記地目・現況地目とも田、面積 34㎡ 外1筆、合計面積 2,111㎡、受人____、渡人____。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は1,007.59㎡、パネルの設置率は48.6%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は5件、合計面積は4,175㎡で、その内訳は、田が3,254㎡、畑が921㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
事務局より説明がありました。立会いに行かれた地元委員のご意見をお伺いします。
1番、2番、続けてお願いします。

野田委員 7番、野田でございます。この物件も8日に、諸戸部会長、田口委員、中野委員、久居事務局で行ってまいりました。
1番につきまして、周辺地は団地の要望が進んできておりまして、今回の場所につきましても、地元で説明済みであることから、問題はないかと思います。
2番、場所は、____から南に約100mに位置する土地でございます。
隣接する倉庫と効率的な利用を図るということで、当該土地を駐車場として使用するものでございます。問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。
3番、4番、お願いします。

池山委員 14番、池山です。4月8日に一志事務局と宮本委員で現地確認をしてまいりました。
3番ですが、____から南東にある住宅地の中でございます。現状、作付されていない畑でございますが、問題はなかろうという結論です。
それから、4番でございますが。4番についても、作付の全くされていない畑でございますが、周辺は全部住宅地になってございまして、問題ございませ

ん。

議 長 ありがとうございます。
5番、お願いします。

結城委員 18番、結城です。下之川、5番の説明をいたします。8日、事務局とで現地を確認いたしました。太陽光発電施設の建設をしたいということで、これは令和3年頃、私も見に行ったんです。もう、草ぼうぼうで、これはやむを得んと思います。隣接地には、地権者には事業計画を告げて説明してあるということで、了解を得ておるということですので、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。
地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。どうですか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようですので、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）を議題とします。

事務局、説明願います。

事 務 局 13ページをお願いいたします。
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）、でございます。

これは、土地所有者が第三者との間に賃貸借権を設定し、農地以外にすることを目的に許可を得ようとするものです。

なお、許可要件といたしましては、議案第2号の初めに説明いたしました内容と同様になります。

番号1、地区 川合、申請地 一志町片野小戸木_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 297㎡、借人 _____、貸人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は236.43㎡、パネルの設置率は47.1%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、合計面積は畑で297㎡でございます。

この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長	ありがとうございます。 説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。
池山委員	14番、池山です。 1番でございますが、現状は畑で、何も作付されておりません。隣地は住宅が建っています。たまたま事務局、それと宮本委員とそこで話をしているときに、その隣地のお住まいの方が出てみえまして、話を聞きますと、説明は受けたが納得はしていないというのが現状のようです。近隣の方から非常に反発が出ているようなんですが、そこまできちんとした説明がなされていないというふうに、そのあたりの雰囲気では感じました。
議 長	ありがとうございます。 地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。今の件で、どうですか。宮本委員、どうですか。
宮本委員	これ、説明済みとなっているけれども、こんな場合はどうするか、みたいな話。隣地の人は説明を受けてないと言っていた。そういうのを、捉えようがないわな、事務局では。何か別の方策で同意書的なものを取らなアカンようにするとか、恐らくそんなものはできないんやろうし。ちょっと問題ありそうやったな。なかなか隣の人が離れなかったし。
田口委員	コロナの関係で立会いせんやろう、今。それもあると思う。業者、立会いさせると一番ええんやけれどもな。
宮本委員	コロナの関係があるが、屋外やで立会いさせてもええと思うけれども。こういうような問題出てくると言いようがないもん、相手から。たまたま、これは本人さん出てきたけれども、地元推進委員さんは、いろいろ苦情聞いてきとっても、それ以上進まへんわな。やっぱり、代理人は立ち会わせるべきやなと思う。
西森委員	転用後の話で、地域がもめれば、市の環境担当が担当することになると思うんやけれども、農業委員会が許可を出したということで、農業委員に向けて苦情をいう地元の人がようけおるもんで。
事 務 局	周辺農地に影響があるというのなら、それは許可になりませんけれども、周辺農地に影響がないという話でしたら、不許可にするということができません。そうではあるけれども、農業委員会に対して、地元からの苦情は出てくるのはよく解ります。
西森委員	地元の人からしたら、農業委員会が悪いことしたみたいになってしまうもんで。やっぱりそこら辺は、地元推進委員とか、農業委員さんが、苦情を一番まともに受けることになるんで、やっぱり間違いが起こらんようにしてほしいところがある。できるだけトラブルないほうがええんで。
事 務 局	立会いの件は、相談させてください。 それと、先ほどからおっしゃっていただいておりますように、なかなか農業委員会としては、農業振興上、それができることによって、例えば水回りが悪くな

るとか、作りにくくなって困るやないとか、そういうことがないとなかなか止めにくいとか、そのぐらいしか権限がないわけです。事業内容が気に入らないという理由では止めることはしにくいわけです。

一昔前、もう20年ほど前は同意書を取っていた時代がございました、これも、国からの指導で、同意書を取り過ぎであり、そこまでさせたらいかんとなりまして、今の時代は同意書というのは取っていません。昔は、隣地の同意とか、水路の管理者の同意とか、いろんな同意書をいっぱいつけさせていた。そういう時代がございましたけれども、今は同意書は取ったらいかんというような、そういう流れがあります。ただ、関係者にはきちんと説明をして、了解を求めよということになってはいますが、そこはなかなか、どこまで話がうまく通じているのかというのが難しい問題であるかというふうに思っております。

立会いの問題はちょっと一度持ち帰って検討させてください。

議 長 それでは、議案第4号ですけれども、よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することに決定しました。

続きまして、議案第5号 非農地証明願いについてを議題とします。
事務局、お願いします。

事 務 局 14ページをお願いいたします。

議案第5号 非農地証明願いについて、でございます。

これは、登記簿上の地目が農地になっているものの、20年以上前から放棄地となり、雑木などが生い茂ったり、宅地など農地以外のものに利用されていたりする場合、非農地証明事務取扱要領に基づき、その土地自体の事実状態に基づいて客観的に判断し、農地ではない旨の証明をするものです。

番号1、地区 久居、願出者 _____、願出地 久居明神町大沢池田 _____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 244㎡。

これにつきましては、家屋登記全部事項証明書及び令和3年度固定資産課税台帳記載事項証明書により、申請地に昭和18年以前に居宅を建築し、現在に至ることが確認できることから、申請地は農地以外の用に供され、20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は1件、合計面積は畑で244㎡でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。お願いします。

田口委員 これ、8日の日に行ってまいりました。これでもう、諸戸委員、野田委員、中野委員、事務局で行ってまいりました。場所は、_____、約200mぐらいのところでございます。事務局の説明どおりでございますけれども、何も問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。
説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。どうでしょうか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については証明することに決定したいと思います。

それでは次に、別冊としてお配りいたしました議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局、説明願います。

事 務 局 それでは、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

これは、農地の売買及び貸借するとき、農地法の特例である農業経営基盤の強化を促進する目的により制定されたこの法律により行われる場合は、農地法の許可を得る必要がなくなるものです。

それでは、資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、久居地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で72,983㎡、畑の賃貸借、使用貸借で6,024㎡、契約件数は32件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で40,267㎡、契約件数は20件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で35,353㎡、畑の使用貸借で1,174㎡、契約件数は13件でございます。

美杉地区につきましては、田の使用貸借で161㎡、畑の賃貸借で238㎡、契約件数は2件でございます。

以上、合計で、田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて148,764㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて7,436㎡、合計契約件数は67件、合計面積は156,200㎡となっております。

次に、認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は、久居地区 21 件、一志地区 13 件、白山地区 9 件、美杉地区 1 件で、合計 44 件、合計面積は 120,177 m²でございます。

また、認定農業者への集積率は、件数で 65.7%、面積で 77%となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明をいたします。

今回、提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

最後に、3 枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第 31 条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくに当たりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

事務局の説明が終わりましたが、今回の案件のうち、初めに農業委員会等に関する法律第 31 条の議事参与の制限に該当する案件について、先にご審議をお願いします。

____委員の 7-21、22、23、24、25、____委員の 7-29、____委員の 9-2、____委員の 9-8、9、10、11 です。

初めに、____委員の該当する整理番号 7-21 外 4 件についての審議をします。

____委員、一時退室願います。

< 退 室 >

議 長

それでは、この 5 件について、皆さん、いかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員

<一同 意見なし>

議 長

それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました 5 件について、ご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

ありがとうございます。

この案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。

入室願います。

< 入 室 >

議 長

次に、____委員に該当する 7-29 について。
退室願います。

< 退 室 >

議 長 それでは、この件について、いかがですか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま、審議をいただきました1件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。
この案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。
入室をお願いします。

< 入 室 >

議 長 次に、_____委員に該当する整理番号9－2について。
一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 それでは、この1件について、どうですか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま、審議をいただきました1件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。
この案件につきましても適正であると認め、市長に進達することにいたします。
入室をお願いします。

< 入 室 >

議 長 次に、_____委員、整理番号9－8 外3件について。
お願いします。

< 退 室 >

議 長 この4件について、いかがですか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長	お諮りします。ただいま、審議いただきました4件について、ご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。この案件につきましても適正であると認め、市長に進達することにいたします。 入室願います。 < 入 室 >
議 長	それでは、議事参与の制限に該当しない案件について、いかがでしょうか。どうですか、皆さん。よろしいか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。 これらの案件につきましても適正であると認め、市長に進達することにいたします。 以上で、本部会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。 これをもちまして、第4回第2農地部会を閉会します。 午後3時06分

上記は、第4回第2農地部会の議事を録したものである。

令和4年4月18日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____